

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興対策の基本方針

第1 災害復旧・復興対策の基本方針

災害復旧対策にあたっては、被災した市民の生活再建や経済活動の早期回復を図るとともに、被災した公共施設やライフライン等を被災前と同じ機能に戻す又は災害の再発防止の観点から施設等に改良を行い、将来の災害に備える事業計画とすることが重要である。

「災害応急対策計画」に基づく応急対策に引き続き、被害の程度を十分検討して「災害復旧計画」を策定し、早期復旧を目標に災害復旧対策を実施する。

また、災害による被害が甚大なものとなった場合には、災害復旧対策にとどまらず、被災前の地域の抱える課題を解決し、より安全で安心な都市づくりを推進する。

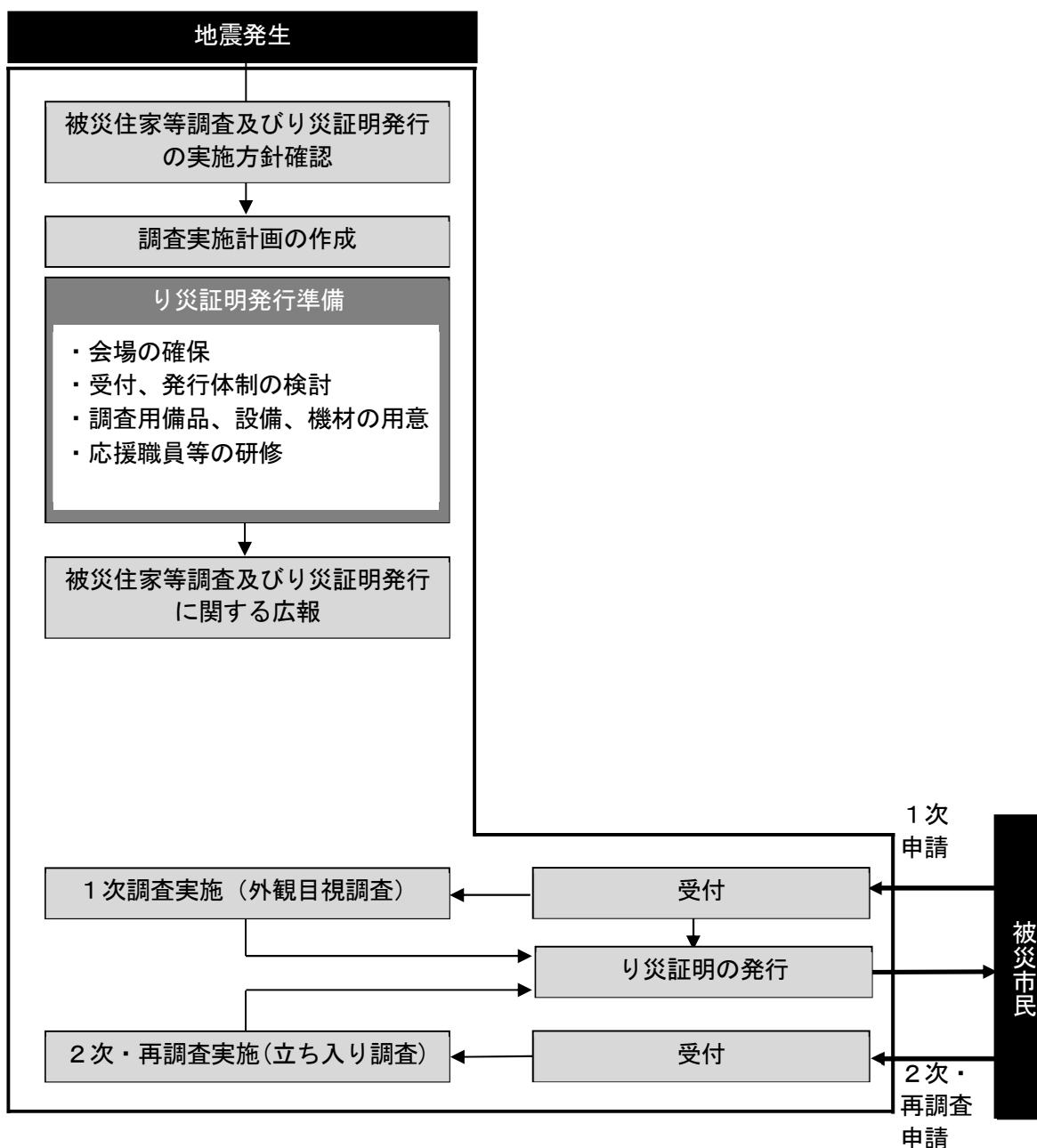
第2節 市民生活安定への支援

第1 市民への生活支援

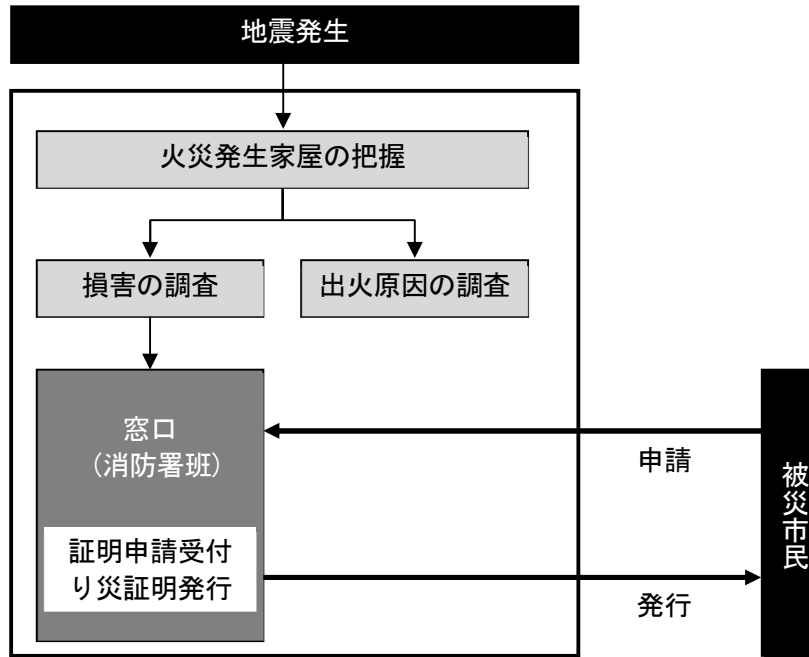
地震災害により被災した市民の速やかな生活復旧を進めるために、札幌市及び関係機関は連携して、生活・住まい・就労・就学など、各種生活支援等を実施する。

また、各種生活支援を担当する札幌市の関係課は、被災者台帳を内部活用することで、被災者へのきめ細やかな支援を行うよう努める。

【り災証明の発行手続(被災住家等)】



【り災証明の発行手続(火災)】



【生活の支援】

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
り災証明の発行(被災住家等)	財政部調査・緊急応援班	被害のあった住家等の調査を実施し、り災証明書の発行を行う。	〈関連対策〉 予防第10節第5項
り災証明の発行(火災)	消防部消防署班	火災のあった家屋の出火原因及び損害の調査を実施し、り災証明を発行する。	
生活相談	総務部広報班、保健福祉部保健福祉庶務班、区本部救援班ほか	市役所・区役所に「災害時相談窓口」を設置し、専門相談員を配置して建物、福祉、教育、法律等の相談業務を行う。	〈関連対策〉 応急第3節第3項
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉部保健福祉庶務班、区本部救援班	災害によって死亡した者の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。	・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害援護資金の貸付	保健福祉部保健福祉庶務班、区本部救援班	災害救助法が適用になった場合に、住宅や家財に被害があった者等に対して災害援護資金を貸し付ける。	
災害義援金の給付	市民文化部市民文化庶務班	全国から寄せられた災害義援金は、災害後に配分方法など方針を決定して給付する。	〈関連対策〉 応急第9節第3項
生活福祉資金の貸付	区社会福祉協議会	災害救助法の適用にならない災害の場合は、低所得者等を対象として生活福祉資金を貸し付ける。	生活福祉資金貸付制度要綱

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
災害見舞金等の交付	保健福祉部保健福祉庶務班、区本部救援班	市民が災害によって被害を受けたときは、被災者又は遺族に災害見舞金を交付する。	札幌市災害見舞金贈呈要綱
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	区本部保健医療班	被災したひとり親家庭や寡婦に対し、事業継続資金や住宅資金等を貸し付ける。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の猶予・減免、国民年金保険料の免除	保健福祉部高齢保健福祉班	被災した市民の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を減免、国民年金保険料を免除する。	国民健康保険法、札幌市国民健康保険条例、高齢者の医療の確保に関する法律、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、札幌市後期高齢者医療に関する条例、国民年金法
国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免	保健福祉部高齢保健福祉班	被災した市民の医療機関窓口での一部負担金を減免する。	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律
介護保険料の猶予・減免	保健福祉部高齢保健福祉班	被保険者本人などが、災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、保険料を猶予又は減免する。	介護保険法 札幌市介護保険条例
税の猶予・減免等	財政部財政庶務班、財政部調査・緊急応援班 税務署	被災した市民の市民税、固定資産税、都市計画税を猶予又は減免する。	地方税法 札幌市税条例
		災害により住宅や家財に損害を受けた場合、所得税の全部又は一部を軽減する。	所得税法
恩給・共済年金等担保貸付、年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業	(株)日本政策金融公庫、(独)福祉医療機構	恩給や年金を担保に、住宅費や事業費を融資する。	株式会社日本政策金融公庫法、独立行政法人福祉医療機構法
放送受信料の免除	日本放送協会	被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料を免除する。	日本放送協会放送受信規約、日本放送協会放送受信料免除基準
公共料金等の特別措置	北海道、各関係班、関連事業者	被災者に対する各自治体が所管する公共料金や電気・ガス・電話料金等を減免する。	

【住まいの支援】

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
被災者生活再建支援金	北海道	住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯に対して支援金を支給する。	被災者生活再建支援法
災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構は、震災により住宅を失う、又は破損した者に対し、建設、土地取得、整地、補修、移転住宅購入が行えるように資金を融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法
地すべり等関連住宅融資	(独)住宅金融支援機構	地すべり等防止法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれのある家屋の移転や代替住宅の建設等に対して融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法
宅地防災工事資金融資	(独)住宅金融支援機構	宅地造成等規制法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・建築基準法により、改善勧告又は改善命令を受けた方に融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法
地震保険	(一社)日本損害保険協会	地震保険契約を結んでいる者が地震による火災や損壊などの災害で住宅や家財に損害を受けた場合に、保険金を支給する。	地震保険に関する法律

【就労・就学の支援】

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
職業のあっせん	公共職業安定所	震災によって職を失った者に対して職業のあっせんを行う。	
未払賃金立替払制度	労働基準監督署、(独)労働者健康福祉機構	企業が倒産し、賃金が支払われず退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金の一定の範囲を事業主に代わり支払う。	賃金の支払の確保等に関する法律
雇用保険の失業等給付	公共職業安定所	災害救助法が適用された場合、事業所の休業により一時的に離職した方に、事業主の再雇用を条件に雇用保険の基本手当を支給する。	雇用保険法、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令
児童扶養手当等の特別措置	区本部避難所班	被災者に対する(特別)児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限に特別措置を講ずる。	児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律

【関連対策】

予防第10節第5項、応急第3節第3項、応急第9節第3項

第3節 経済の復旧支援

第1 経済の復旧支援

被災した中小企業や農業者について、民間経済団体や業界団体等と連携し、被害状況を把握するとともに、いち早く経営基盤の再建ができるように、法令その他による支援を行う。

また、資金等の支援のほか、災害発生時に企業が受ける被害を最小限度にとどめ、早期に復旧して事業を継続させるための、企業における「事業継続計画」(BCP)の普及も行う。

【中小企業等への経済支援対策】

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
中小企業への融資(一般中小企業振興資金)	経済観光部経済庶務班	被災した中小企業に対し、マル札幌資金(一般中小企業振興資金)を融資する。	札幌市中小企業融資制度要綱
農業等への融資	経済観光部農政班	被災した農林業者に対し、農林漁業金融資金などから融資を行う。	(株)日本政策金融公庫法
災害復旧貸付	(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫	被災した中小企業に、事業所復旧の資金を融資する。	(株)日本政策金融公庫法、(株)商工組合中央金庫法
災害復旧高度化資金(融資)	北海道、(独)中小企業基盤整備機構	中小企業が、施設復旧にあたり高度化事業を行う資金を貸し付ける。	
経営安定関連保証(融資)	北海道信用保証協会	被災した中小企業に対し、必要な資金の保証を行う。	中小企業信用保険法
災害関係保証(融資)	北海道信用保証協会	激甚災害により被災した中小企業に対し、災害復旧に必要な資金の保証を行う。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

【雇用確保の支援】

支援の種類	担当	支援の概要	根拠法令
職場適応訓練費の支給	公共職業安定所、北海道労働局	職場適応訓練を行う事業主に訓練費、訓練生に雇用保険の失業給付を行う。	労働基準法、労働安全衛生法
雇用調整助成金	公共職業安定所	災害により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して助成する。	雇用保険法

第4節 災害復旧事業の推進

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合に、速やかに災害復旧を行うために、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

○激甚災害の指定

甚大な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害に指定するか否かを判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対して、「激甚災害指定基準」等に基づき、激甚災害に指定すべきか否かを答申する。この答申をもとに、内閣総理大臣は、激甚災害に指定するか否かの判断及び特別措置の範囲を閣議決定し、政令で公布する。

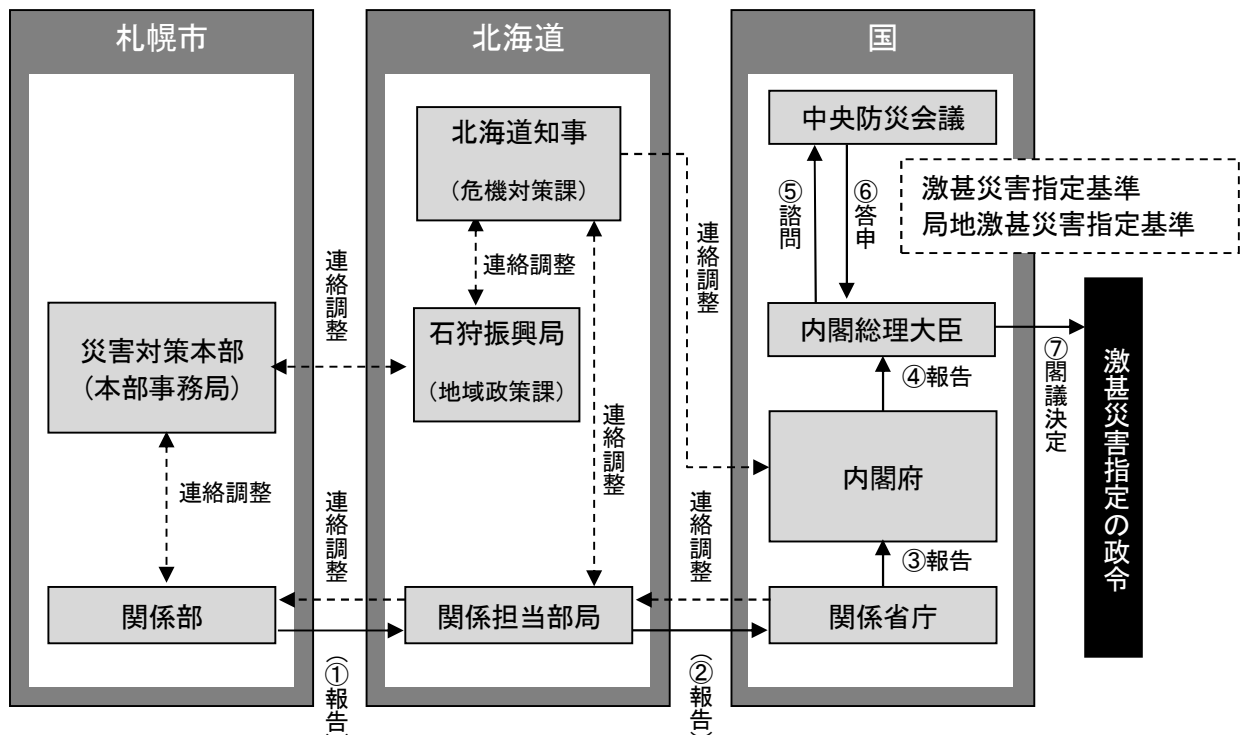
○激甚災害に関する調査報告

本部長（札幌市長）は、甚大な災害が発生した場合、「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」を考慮し、災害状況等を北海道知事に報告するとともに、北海道が行う調査に協力する。また、激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、本部長及び各部長は、北海道知事及び北海道担当部局と連絡を取り、激甚災害の指定を促進する。

○特別財政措置の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、特別措置が適用される事業を所管する各部長は、速やかに関係調書を作成し、北海道に報告する。

【激甚災害の指定の流れ】



国により激甚災害に指定された場合は、国が地方公共団体に対して特別の財政援助又は被災者に対する特別な財政措置を行う。市域に発生した地震災害が激甚災害に指定された場合は、「激甚法」による措置により復旧事業を行う。

【激甚法による財政援助】

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 (法3条一) ○公共土木施設災害関連事業 (法3条二) ○公立学校施設災害復旧事業 (法3条三) ○公営住宅災害復旧事業 (法3条四) ○生活保護施設災害復旧事業 (法3条五) ○児童福祉施設災害復旧事業 (法3条六) ○老人福祉施設災害復旧事業 (法3条六の3) ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (法3条七) ○障害者支援施設等災害復旧事業 (法3条八) ○婦人保護施設災害復旧事業 (法3条九) ○感染症指定医療機関災害復旧事業 (法3条十) ○感染症予防事業 (法3条十一) ○堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・外) (法3条十二、十三) ○湛水排除事業 (法3条十四)
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法5条) ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法6条) ○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (法7条) ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法8条) ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (法9条) ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (法10条) ○森林災害復旧事業に対する補助 (法11条の2)
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法12条) ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (法14条)
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法16条) ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法17条) ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (法19条) ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (法20条) ○水防資材費の補助の特例 (法21条) ○り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法22条) ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 (法24条) ○雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (法25条)

第2 その他の法律等による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律等により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

【その他の法律等による財政支援等】

根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧事業	国土交通省 農林水産省
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業	文部科学省
公営住宅法	公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場、集会所等)の復旧事業	国土交通省
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業	国土交通省
宅地造成等規制法	宅地耐震化推進事業	国土交通省
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関復旧事業、感染症予防事業	厚生労働省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理	環境省
予防接種法	臨時に行う予防接種	厚生労働省
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業	農林水産省
水道法	上水道施設の復旧事業	厚生労働省
下水道法	下水道施設の復旧事業	国土交通省
道路法	道路の復旧事業	国土交通省
河川法	河川の復旧事業	国土交通省
生活保護法	保護施設復旧事業	厚生労働省
児童福祉法	児童福祉施設、助産施設、児童厚生施設復旧事業	厚生労働省
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	厚生労働省
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業	厚生労働省

根拠法令	財政援助を受ける事業等	所管省
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、障害者支援施設	厚生労働省
売春防止法	婦人保護施設復旧事業	厚生労働省
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について	街路及び都市排水施設等復旧事業	国土交通省
災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	災害廃棄物処理事業	環境省
社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領	社会福祉施設等災害復旧事務	厚生労働省
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧	国土交通省
砂防法	土砂災害防止対策	国土交通省

第5節 都市復興計画

大規模災害の発生後、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案し、市街地を従前の状態に復旧するにとどまらず、都市基盤の拡充整備や市街地の再編などを行うことにより、生活環境や防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを目指した計画的な復興について早急に検討を行い、都市復興計画の実施を判断する。

都市復興計画の実施にあたっては、被害を受けた市街地の円滑かつ計画的な復興を進めるため、初動体制を確立し、被害情報の収集や関係機関との協議を行い、都市復興計画を進めるうえでの基本方針を決定し、地域住民等との合意形成を図りながら都市復興基本計画を策定する。

第1 都市復興の初動体制

都市復興計画の実施に向けて、速やかな初動体制の確立を図るため、札幌市関係部局により構成される「都市復興計画推進プロジェクトチーム」を設置する。

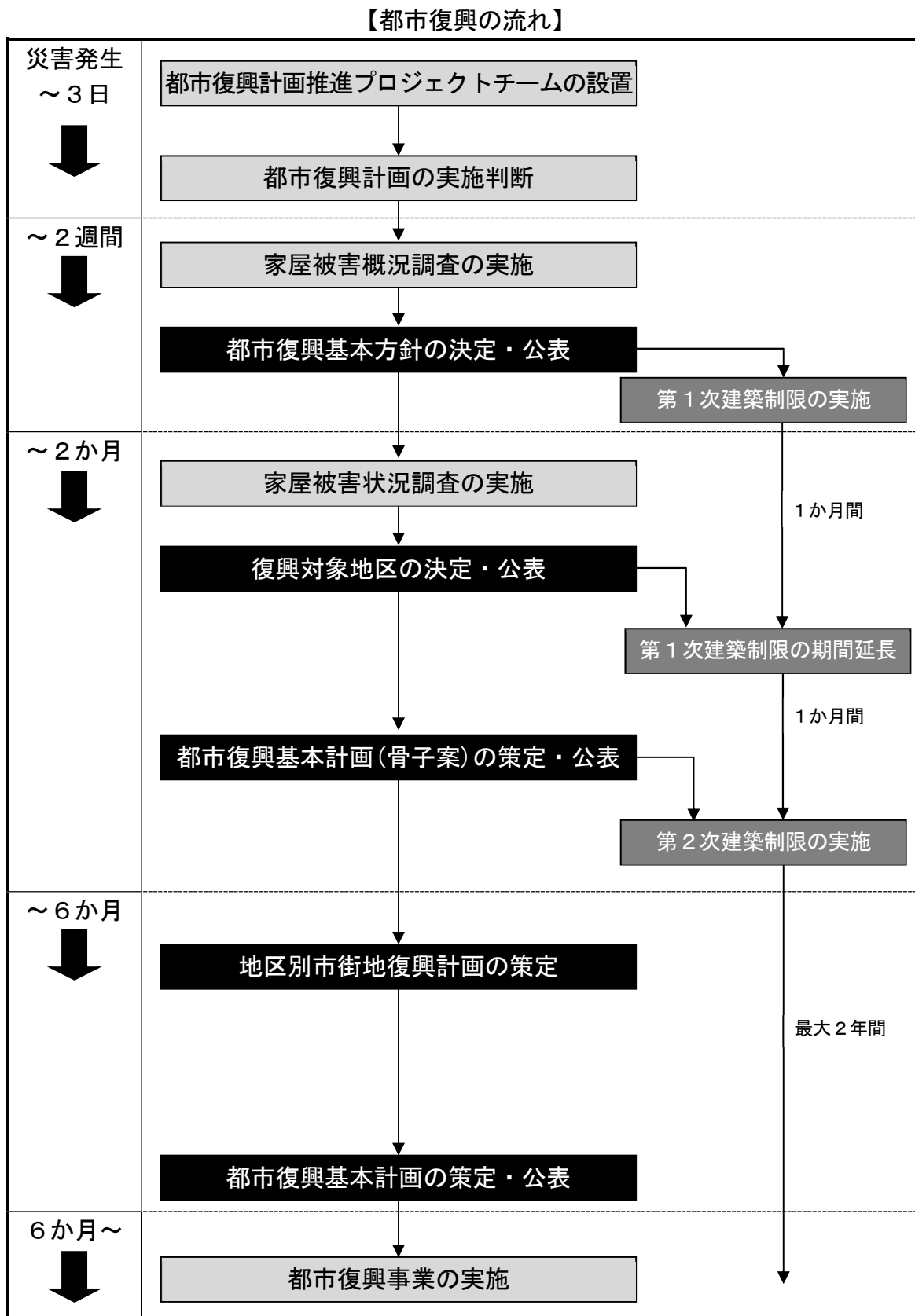
プロジェクトチームの設置は、災害発生後3日以内を目標とする。

【都市復興計画推進プロジェクトチーム(基本構成課)】

- 危機管理局危機管理部危機管理課
- まちづくり政策局政策企画部企画課
- まちづくり政策局都市計画部都市計画課(事務局)
- まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課
- 財政局財政部財政課
- 建設局みどりの推進部みどりの推進課
- 都市局市街地整備部宅地課
- 都市局市街地整備部区画整理事業課
- 都市局市街地整備部住宅課
- 都市局建築指導部管理課
- 各區市民部総務企画課(都市復興事業対象区)

※状況に応じて上記以外の課についても参加する。
(組織名は令和4年4月1日現在の機構に基づく)

第2 都市復興の流れ



1 災害発生後3日目まで

(1) 都市復興計画推進プロジェクトチームの設置

速やかに、札幌市関係部局により構成される「都市復興計画推進プロジェクトチーム」を設置し、円滑かつ計画的な復興を進めるための初動体制を確立する。

(2) 都市復興計画の実施判断

被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案のうえ、都市復興計画の実施を判断する。

2 災害発生後2週間まで

(1) 家屋被害概況調査の実施

都市復興基本方針及び第1次建築制限を決定する基礎資料とするため、災害対策本部等から防災支援システム等を活用して各種被害情報を収集し、また、必要に応じて現地目視調査を行い、どの辺でどの程度の家屋被害等が生じているか、面的な被害状況を把握する。

(2) 都市復興基本方針の決定、公表

家屋被害概況調査の結果等を踏まえ、都市復興に向けた基本的な考え方を定めた都市復興基本方針を決定し、地域住民と協働で都市復興に取り組んでいくうえからも、基本方針の内容を広く市民に公表する。

【都市復興基本方針の基本構成】

- 都市復興の基本理念
(都市復興に取り組む基本的視点)
- 都市復興の基本目標
(都市復興計画を策定するにあたって目指すべき都市像、都市構造)
- 都市復興の取組方針
 - ・市街地の復興方針(復興実施優先度の方針、建築制限の実施)
 - ・都市施設の復興方針
- 都市復興の進め方
 - ・建築制限期間の延長
 - ・都市復興基本計画の策定
 - ・住民意見の反映 等

(3) 第1次建築制限の実施

家屋被害概況調査の結果等を踏まえ、被害が大きく計画的な復興事業の導入が必要であると認められる区域に対しては、災害発生後の無秩序な個別の建築行為による不良な環境形成を防ぐため、建築基準法第84条の規定に基づく建築制限を実施し、復興事業等の支障となる建築物の建築を禁止する。

建築基準法に基づく第1次の建築制限は、災害が発生した日から1か月以内に期間が限られているが、必要に応じて同法規定に基づき、更に1か月まで期間を延長できる。

建築基準法(抜粋)

(被災市街地における建築制限)

第84条 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、更に1月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

3 災害発生後2か月まで

(1) 家屋被害状況調査の実施

復興対象地区の決定、被災市街地復興推進地域の決定(第2次建築制限の実施)及び復興事業の導入方針等を検討する基礎資料とするため、被災地区に対する現地調査を行い、街区単位の家屋被害の状況を把握し、地区別被害状況図を作成する。

(2) 復興対象地区の決定、公表

家屋被害状況調査の結果等を踏まえて、各被災地区に対して、復興の優先度を考慮して効果的かつ効率的に都市復興を進めるため、被害の大きさ、都市基盤整備状況等に基づき区分を行い、復興対象地区を決定し市民に公表する。

【復興対象地区の区分基準】

優先度	区分	区分の基準
高 ↑ ↓ 低	重点復興地区	被害が大きく、従前から防災性向上のための都市基盤整備の必要性があり、重点的に復興を推進する地区
	復興促進地区	住民の意向を踏まえながら、面的な復興への取組を実施する地区
	復興誘導地区	民間による個別再建を支援する地区
	一般地区	上記以外の地区

(3) 第1次建築制限の期間延長

建築基準法に基づく第1次の建築制限について、各被災地区に対して、復興対象地区の決定区分を考慮のうえ、必要に応じて、更に1か月建築制限の期間を延長する。

(4) 都市復興基本計画(骨子案)の策定、公表

都市復興基本方針に基づき、今後の都市復興の具体的な施策をまとめた都市復興基本計画を策定するにあたって、当該計画の内容に市民の意見を反映させるため、まず、当該計画の基本的な部分(骨子)をまとめた都市復興基本計画(骨子案)を策定し市民に公表する。

【都市復興基本計画(骨子案)の基本構成】

- 都市復興の基本理念
(都市復興に取り組む基本的視点)
- 都市復興の基本目標
(都市復興計画を策定するにあたって目指すべき都市像、都市構造)
- 都市復興の目標期間
- 都市基盤施設の整備方針
- 土地利用の方針
(全市的計画等に基づく被災地における土地利用の基本方針)
- 市街地復興の基本方針
(都市施設配置計画、防災機能確保、事業手法適用等の方針)
- 地区別の復興の基本方針
(復興対象地区区分に基づく、各被災地区の位置付け、特性、復興の基本方針等)

(5) 第2次建築制限の実施

建築基準法に基づく第1次の建築制限の期間は、災害が発生した日から最大2か月間であることから、重点復興地区及び復興促進地区のうち、復興事業導入について、地域住民と合意形成に向けて継続的な検討が必要な地区に対しては、被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づき被災市街地復興推進地域を指定のうえ、同法第7条の規定に基づく建築制限を実施し、引き続き、建築物の個別再建をコントロールする。

被災市街地復興推進地域の決定は、都市計画法第10条の4の規定に基づき都市計画決定を行う。

被災市街地復興推進地域内では、原則として、土地の形質の変更、建築物の新築、改築等をする場合において、都道府県知事(被災市街地復興特別措置法第9条の規定の大都市特例により政令指定都市の長に適用)の許可が必要となる。

被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限は、災害が発生した日から最大2か年間適用される。

被災市街地復興特別措置法(抜粋)

(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)

第5条 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第10条の4第2項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)及び第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。

3 前項の日は、第1項第1号の災害の発生した日から起算して2年以内の日としなければならない。

(建築行為等の制限等)

第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- (2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(以下省略)

都市計画法(抜粋)

(被災市街地復興推進地域)

第10条の4 都市計画区域について必要があるときは、都市計画に、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

2 被災市街地復興推進地域については、名称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3 被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

4 災害発生後6か月まで

(1) 地区別市街地復興計画の策定

復興対象地区(主として重点復興地区、復興促進地区)において、復興への取組を具体化するため、地域住民との話し合いを進めながら、また、関係機関との協議を行い、地区別市街地復興計画を策定する。

【地区別市街地復興計画の基本構成】

- 地区の現況(所在、面積、市街地特性、被害の状況)
- 市街地復興の目標
- 都市施設の整備方針(道路、公園緑地、学校、下水道等)
- 土地利用の方針(住宅地、商業地、業務地の整備方針)
- 復興事業の導入方針(事業手法、財源等)
- 市民・行政・企業による協働プログラム
- 地区別市街地復興計画図(都市施設、土地利用のゾーニング計画)
- 事業スケジュール

(2) 都市復興基本計画の策定、公表

都市復興基本計画(骨子案)と地区別市街地復興計画の内容を基本に、さらに市民の意見、関係機関との調整結果等を考慮した上で、都市復興基本計画を策定し、市民に公表する。

【都市復興基本計画の基本構成】

- 都市復興の基本理念
- 都市復興の基本目標
- 都市復興の目標期間
- 都市基盤施設の整備方針
- 土地利用の方針
- 市街地復興の基本方針
- 地区別の市街地復興計画

5 災害発生後6か月以降

(1) 都市復興事業の推進

都市復興基本計画に基づき、各復興対象地区において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業を導入し、都市復興を推進していく。

札幌市地域防災計画（地震災害対策編）〔本編〕

編集・発行 札幌市防災会議
（事務局：札幌市危機管理局）
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話(011)211-3062 FAX(011)218-5115